

議案第 6 1 号

守谷市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

守谷市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
(平成 26 年守谷市条例第 21 号) の一部を別紙のとおり改正する。

令和 5 年 8 月 29 日 提 出

守谷市長 松 丸 修 久

令和 年 月 日 原案 決

議 案	頁 数
6 1 号	1

守谷市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

守谷市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年守谷市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第22条を第25条とし、第15条から第21条までを3条ずつ繰り下げる。

。

第14条第2項中「必要な措置を講ずるよう」を「、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施するよう」に改め、同条を第17条とする。

。

第13条を第16条とし、第8条から第12条までを3条ずつ繰り下げ、第7条の次に次の3条を加える。

（安全計画の策定等）

第8条 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保を図るため、放課後児童健全育成事業所ごとに、当該放課後児童健全育成事業所の設備の安全点検、職員、利用者等に対する事業所外での活動、取組等を含めた放課後児童健全育成事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他放課後児童健全育成事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 放課後児童健全育成事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

（自動車を運行する場合の所在の確認）

第9条 放課後児童健全育成事業者は、利用者の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用者の移動のために自動車を運行するときは、利用者の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用者の所在を確実に把握することができる方法により、利用者の所在を確認しなければならない。

（業務継続計画の策定等）

第10条 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

議案	頁数
61号	2

- 2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。
- 3 放課後児童健全育成事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。
附則第2条中「令和7年3月31日までの間」を「当分の間」に、「第11条第3項」を「第14条第3項」に改め、「令和7年3月31日までに」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案	頁数
61号	3

提案理由（議案第61号）

提案の理由を申し上げます。

本案は、児童福祉法の一部を改正する法律の施行により放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部が改正され、本条例に定めるべき事項に児童の安全の確保に関する事項等が追加されたことから、条例の一部を改正するものです。また、放課後児童クラブの安定した運営を継続させるため、放課後児童支援員認定資格研修の修了にかかる経過措置を見直すものです。

よろしく御審議の上、御決議のほどお願いいたします。

議案	頁数
61号	4

守谷市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改 正	現 行
(安全計画の策定等)	(新設)
<p><u>第8条 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保を図るため、放課後児童健全育成事業所ごとに、当該放課後児童健全育成事業所の設備の安全点検、職員、利用者等に対する事業所外での活動、取組等を含めた放課後児童健全育成事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他放課後児童健全育成事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。</u></p>	
<p>2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。</p>	
<p>3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。</p>	
<p>4 放課後児童健全育成事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。</p> <p>（自動車を運行する場合の所在の確認）</p>	(新設)

6 1 加	議 案 案
5	議 案 案

第9条 放課後児童健全育成事業者は、利用者の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用者の移動のために自動車を運行するときは、利用者の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用者の所在を確実に把握することができる方法により、利用者の所在を確認しなければならない。

(業務継続計画の策定等)

第10条 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。

3 放課後児童健全育成事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

(放課後児童健全育成事業者の職員の一般的要件)

第11条 (略)

(放課後児童健全育成事業者の職員の知識及び技能の向上等)

第12条 (略)

(新設)

(放課後児童健全育成事業者の職員の一般的要件)

第8条 (略)

(放課後児童健全育成事業者の職員の知識及び技能の向上等)

第9条 (略)

61号	議案
6	頁数

(設備の基準)
第13条 (略)
(職員)
第14条 (略)
(利用者を平等に取り扱う原則)
第15条 (略)
(虐待等の禁止)
第16条 (略)
(衛生管理等)
第17条 (略)

2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。

(運営規程)
第18条 (略)
(放課後児童健全育成事業者が備える帳簿)
第19条 (略)
(秘密保持等)
第20条
(苦情への対応)
第21条 (略)
(開所時間及び日数)

(設備の基準)
第10条 (略)
(職員)
第11条 (略)
(利用者を平等に取り扱う原則)
第12条 (略)
(虐待等の禁止)
第13条 (略)
(衛生管理等)
第14条 (略)

2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(運営規程)
第15条 (略)
(放課後児童健全育成事業者が備える帳簿)
第16条 (略)
(秘密保持等)
第17条 (略)
(苦情への対応)
第18条 (略)
(開所時間及び日数)

61号	議案
7	頁数

第22条 (略)
(保護者との連絡)

第23条 (略)
(関係機関との連携)

第24条 (略)
(事故発生時の対応)

第25条 (略)

附 則

(職員に関する経過措置)

第2条 この条例の施行の日から当分の間 _____, 第14条第3項の規定の適用については、同項中「修了したもの」とあるのは、「修了したもの(_____ 修了することを予定している者を含む。)」とする。

第19条 (略)
(保護者との連絡)

第20条 (略)
(関係機関との連携)

第21条 (略)
(事故発生時の対応)

第22条 (略)

附 則

(職員に関する経過措置)

第2条 この条例の施行の日から令和7年3月31日まで _____, 第11条第3項の規定の適用については、同項中「修了したもの」とあるのは、「修了したもの(令和7年3月31日までに修了することを予定している者を含む。)」とする。

61号	議案
8	頁数